

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

わが国では、本格的な少子高齢・人口減少の到来により労働力人口の減少や地域経済の縮小、地域コミュニティの活力低下など、さまざまな影響が懸念されています。

また、認知症や単身世帯の増加、社会的孤立、中高年の引きこもりなどの課題が顕在化するとともに、地域生活課題もさまざまな分野の課題が絡み合い「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。

地域においては、町内会加入率の低下や役員の高齢化・固定化、民生委員の不足、老人クラブ会員数の減少など、地域活動の担い手の確保なども大きな課題となるとともに、これまでの地域組織そのもののあり方や仕組みなどについても、検討が必要となってきています。

帯広市社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、これまで「ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり」を基本理念として、地域住民や関係機関・団体と連携を図りながら、高齢者や障害のある人などの支援をするため、さまざまな事業を推進してきました。

人々の暮らしや社会構造の変化を踏まえ、地域住民がさまざまな地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で、自分らしく、安心して暮らすことができるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを進めることを目的として第6期計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

1982（昭和57）年、北海道社会福祉協議会（以下「道社協」という。）は、重点方針として「地域福祉実践計画推進事業」を掲げ、1985（昭和60）年を初年度とする5カ年計画の策定を推進し、本会も第1期の地域福祉実践計画を策定しました。

地域福祉実践計画は、地域住民と地域で社会福祉に関わる活動をしている人、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する人たちがお互いに協力して策定する、地域福祉の推進を目的とする民間の活動計画です。

本会においては、これまで以下のとおり5期にわたり計画を策定してきました。

期	計 画 の 名 称	計 画 期 間
第1期	地域福祉実践計画	昭和60年度～平成 元年度（ 5年間）
第2期	第2期地域福祉実践計画	平成 5年度～平成14年度（10年間）
第3期	おびひろ地域福祉実践プラン （第3期帯広市地域福祉実践計画）	平成19年度～平成21年度（ 3年間）
第4期	おびひろ地域福祉実践プラン （第4期帯広市地域福祉実践計画）	平成22年度～平成26年度（ 5年間）
第5期	おびひろ地域福祉実践プラン （第5期帯広市地域福祉実践計画）	平成27年度～令和 元年度（ 5年間）
第6期	第6期帯広市地域福祉実践計画	令和 2年度～令和 6年度（ 5年間）

3 帯広市の「地域福祉計画」と帯広市社協の「地域福祉実践計画」との関係

国から示された「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（2017（平成29）年12月12日社援発1212第2号）」という市町村地域福祉計画の策定ガイドラインでは、市町村社協の役割について、次のとおり記載されています。

地域福祉を推進する様々な団体より構成された市町村社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置付けられている。

また、社会福祉協議会は、元来、地域住民主体を旨とした地域住民の参加の推進やボランティア、福祉教育、まちづくり等の実績を有することを踏まえ、地域福祉計画の策定に当たっては市町村の計画策定に積極的に協力することが期待される。

なお、社会福祉協議会が中心となって策定している地域福祉活動計画は、住民等の福祉活動計画として地域福祉の推進を目指すものであることから、地域福祉計画と一体的に策定したり、その内容を一部共有したり、地域福祉計画の実現を支援するための施策を盛り込んだりする等、相互に連携を図ることが求められている。

また、令和2年度からスタートする帯広市の「第三期帯広市地域福祉計画」においては、本会の役割が次のとおり記載されています。

社会福祉協議会は、社会福祉法により、地域福祉の推進を担う団体として明確に位置付けられており、その中心的な存在として、市民と地域活動団体、福祉サービス事業者、行政との連携を図りながら、地域における課題の把握や、課題に対応した事業を展開することが期待されます。

このように帯広市の「地域福祉計画」と帯広市社協の「地域福祉実践計画」は、次ページの相関図にありますように、相互に連携し、補完・役割分担する関係にあります。

第6期帯広市地域福祉実践計画の策定にあたっては、帯広市のアンケート調査票に帯広市社協に係る質問項目を盛り込むなど、帯広市と連携・協力しながら策定作業を進めてきました。

前述の国からの通知などを踏まえ、今回の計画の策定にあたっては、同じ地域で福祉のまちづくりを目指すという観点から、帯広市の地域福祉計画の「基本理念」、「基本目標」、「基本方向」を共有するとともに、帯広市の基本目標に本会独自の基本目標を加え、社協としての現状や課題を整理し、具体的な取り組みとして各種事業に取り組みます。

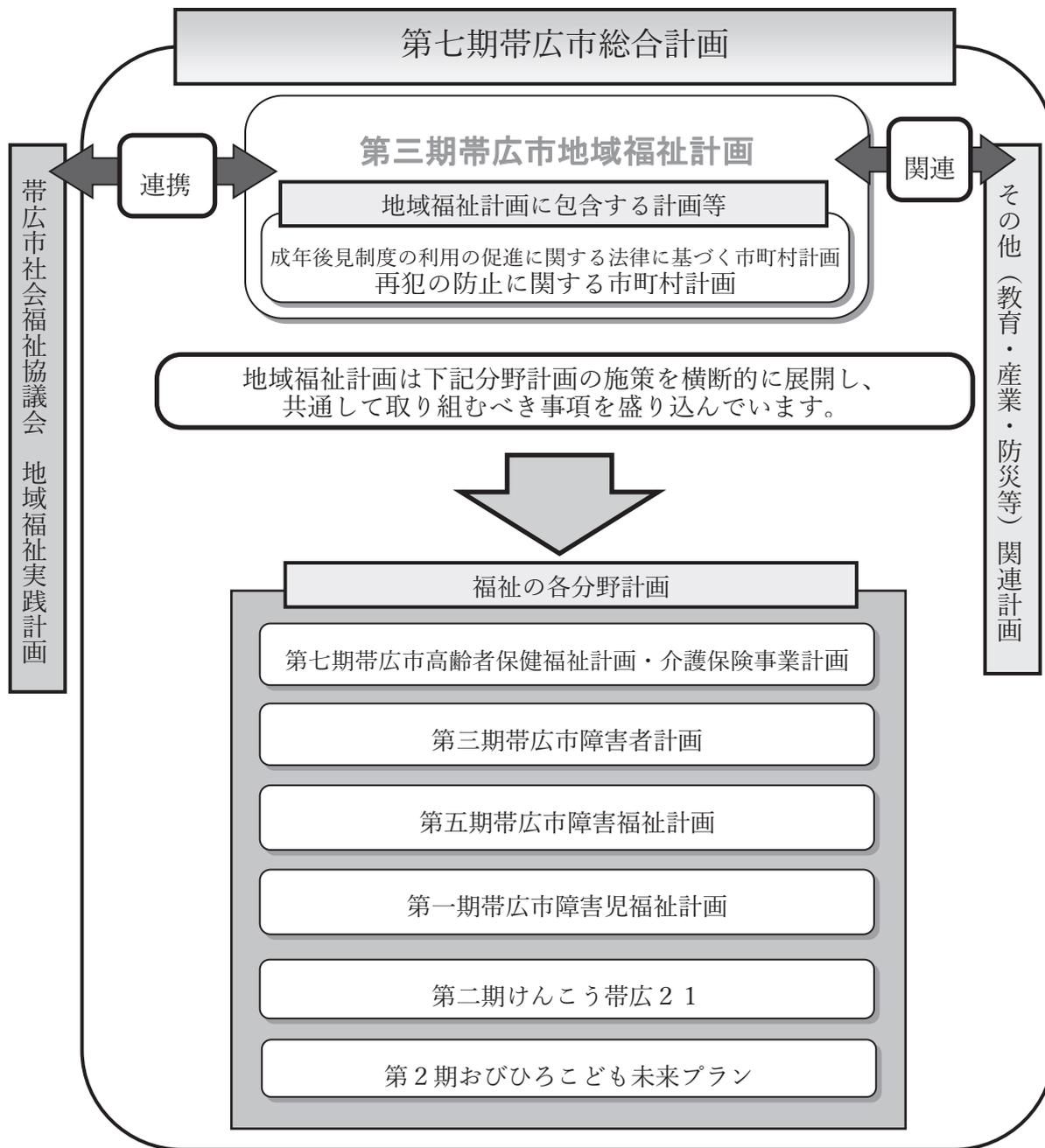
なお、計画の策定にあたっては、住民意識アンケートと事業に関する意識調査、並びに第5期計画の事務事業評価を行い、計画案策定の参考としたほか、「第6期帯広市地域福祉実践計画策定委員会」での審議や、市民や団体からご意見をお聴きし反映に努めました。

4 計画の期間

本計画の期間は、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間とします。

なお、全国、都道府県・市区町村社協の動向や社会情勢の変化など、必要に応じて計画の見直しを検討することとします。

【帯広市の「地域福祉計画」と帯広市社協の「地域福祉実践計画」の相関図】



※帯広市作成「第三期帯広市地域福祉計画」より引用